

令和 2 年度第 1 回茅ヶ崎市スポーツ推進審議会

第 2 部 議案書及び議案説明資料

**趣旨**

令和2年5月19日付けで、令和2年度社会体育関係団体への補助金の交付に関し、茅ヶ崎市長より諮問がされている。この諮問はスポーツ基本法第35条に基づくものであり、地方公共団体がスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、スポーツ推進審議会の意見を聴かなければならないとされている。

内容については、資料2-2の別紙記載の1～6団体に対し、生涯スポーツの推進とスポーツ・レクリエーション活動の普及振興を図り、市民の健康の保持増進と体力の向上に寄与することを目的として、それぞれの活動経費の一部について補助するものと、7「茅ヶ崎2020実行委員会」の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成等を目的とした活動の一部について補助するものである。

交付額につきましては、昨年度と同額となっている。

なお、各団体の事業計画及び予算書については、資料2-2のとおりである。

※資料2-2 「令和2年度社会体育関係団体への補助金について（諮問）」